

鬼首地熱発電所 設備更新計画
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 4 月

電源開発株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書についての公告及び縦覧等	1
1. 1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 準備書の公告及び縦覧	1
① 公 告 の 日	1
② 公告の方法	1
③ 縦 覧 場 所	2
④ 縦 覧 期 間	2
⑤ 縦 覧 者 数	2
1. 2 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 準備書についての説明会の開催	3
① 開 催 日 時	3
② 開 催 場 所	3
③ 来 場 者 数	3
1. 3 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 準備書についての意見の把握	3
① 意見書の提出期間	3
② 意見書の提出方法	3
③ 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解	15

※地熱部会資料として頁番号を振り直しているため、参照頁は一致しない。

第1章 環境影響評価準備書についての公告及び縦覧等

1. 1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 準備書の公告及び縦覧

① 公告の日

平成30年3月1日（木）

② 公告の方法

イ. 平成30年3月1日（木）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。 資料-1

- ・ 河北新報（社会面、朝刊 31面）
- ・ （日刊）大崎タイムス（朝刊 3面）
- ・ 朝日新聞（宮城地域面、朝刊 25面）
- ・ 読売新聞（宮城地域面、朝刊 31面）
- ・ 毎日新聞（宮城地域面、朝刊 27面）
- ・ 産経新聞（宮城地域面、朝刊 27面）
- ・ 日本経済新聞（東北経済面、朝刊 43面）

ロ. 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

(イ) 関係地域の広報紙への掲載 資料-2

- ・ 大崎市広報「広報おおさき No. 144 （2018年3月）」

(ロ) インターネットによる掲載 資料-3

- ・ 宮城県ホームページ

(<https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/assesuinfo3.html>) に

平成30年3月1日（木）より掲示

- ・ 大崎市ホームページ

(<http://www.city.osaki.miyagi.jp/sp/news/index.cfm/detail.17.23958.html>) に

平成30年3月1日（木）より掲示

- ・ 当社ホームページ

(<http://www.jpowers.co.jp/>) に

平成30年2月28日（水）より掲示

③ 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎 3 箇所及び電源開発株式会社 鬼首地熱発電所 鳴子事務所 1 箇所の計 4 箇所に縦覧を実施した。また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

イ. 自治体庁舎

- ・宮城県庁 13 階 環境生活部 環境対策課（宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号）
- ・大崎市役所 東庁舎 1 階 市政情報センター（宮城県大崎市古川七日町 1 番 1 号）
- ・大崎市鳴子総合支所 1 階 市民の部屋（宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷 65）

ロ. 当社

- ・鬼首地熱発電所 鳴子事務所 1 階（宮城県大崎市鳴子温泉字末沢西 16 番地 10）

ハ. インターネットの利用による公表 資料-4、

- ・当社ホームページに準備書及び要約書を公表した。

<http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/onikobe.html>

- ・宮城県及び大崎市のホームページから当社ホームページにリンクすることにより自治体ホームページから準備書及び要約書を参照可能とした。

④ 縦覧期間

平成 30 年 3 月 1 日（木）から平成 30 年 4 月 2 日（月）までとした。

自治体庁舎については、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の閉庁日は除いた。

鬼首地熱発電所 鳴子事務所については、縦覧期間終了後も平成 30 年 4 月 16 日（月）まで閲覧可能とした。

縦覧時間は、各縦覧場所とも 9 時から 17 時までとした。

なお、インターネットの利用による公表については、平成 30 年 3 月 1 日（木）から平成 30 年 4 月 16 日（月）まで閲覧可能とした。

⑤ 縦覧者数

イ. 縦覧者名簿記載者数

総 数	1 名	[23 部]
(内 訳) 宮城県庁	0 名	[4 部]
大崎市役所	0 名	[3 部]
大崎市鳴子総合支所	1 名	[6 部]
鬼首地熱発電所 鳴子事務所	0 名	[10 部]

注：[] 内の数値は、当社が作成し縦覧場所に備え付けた「環境影響評価準備書のあらまし」の持ち帰り部数を示す。

ロ. 準備書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数

アクセス数 : 591 回

1. 2 環境影響評価準備書についての説明会の開催

(1) 準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会は、発電所計画地点である大崎市で開催し、説明会開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

① 開催日時

平成 30 年 3 月 15 日（木）18 時 00 分～19 時 20 分

② 開催場所

鳴子公民館（宮城県大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣 85 番地 4 号）

③ 来場者数

8 名

1. 3 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。なお、平成 30 年 3 月 15 日（木）に実施した説明会における質問も意見として取り扱うこととしている。

(1) 準備書についての意見の把握

① 意見書の提出期間

平成 30 年 3 月 1 日（木）から平成 30 年 4 月 16 日（月）まで（縦覧期間及びその後 2 週間）

※ 郵送の受付は平成 30 年 4 月 16 日消印まで有効とした。

② 意見書の提出方法 資料-5、資料-6

イ. 縦覧場所に備え付けた意見箱への投函

ロ. 当社への郵送による書面の提出

ハ. 説明会での質問用紙の提出及び口頭質問

③ 意見書の提出状況

意見書の提出は 1 通（意見の総数：1 件）であった。そのうち、説明会での質問用紙の提出は 1 件であった。

日刊新聞紙に掲載した公告

○平成 30 年 3 月 1 日（木）掲載

- ・河北新報（社会面、朝刊 31 面）
- ・（日刊）大崎タイムス（朝刊 3 面）
- ・朝日新聞（宮城地域面、朝刊 25 面）
- ・読売新聞（宮城地域面、朝刊 31 面）
- ・毎日新聞（宮城地域面、朝刊 27 面）
- ・産経新聞（宮城地域面、朝刊 27 面）
- ・日本経済新聞（東北経済面、朝刊 43 面）

鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書の公告 環境影響評価法に基づき、「鬼首地熱発電所 設備更新計画 環境影響評価準備書」（以下「準備書」という）を作成しましたので、次のとおり公告いたします。 平成三十年三月一日 電源開発株式会社 「事業の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」 名称 電源開発株式会社 代表者 取締役社長 渡部 肇史 所在地 東京都中央区銀座六丁目十五番一号	【対事業の名称、種類及び規模】 名称 鬼首地熱発電所設備更新計画 種類 火力（地熱） 規模 出力一万四千九百キロワット 【対象事業が実施されるべき区域】 宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字荒屋田（一番）号他 【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】 大崎市	一、縦覧場所 宮城県庁 行政庁舎十三階 環境生活部 環境対策課 （仙台市青葉区本町三丁目八番一号） 大崎市役所 東庁舎（階市政情報センター） （大崎市古川七丁目 一番一） 大崎市鳴子総合支所（階市民の部屋） （大崎市鳴子温泉字新屋敷六十五番地） 電源開発株式会社 鬼首地熱発電所 鳴子事務所 一階 （大崎市鳴子温泉字末沢西十六番地十） 縦覧期間 平成三十年三月一日（木）から 平成三十年四月二日（月）まで	自治体庁舎については、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日の閉庁日は除きます。 電源開発株式会社 鬼首地熱発電所 鳴子事務所 については、縦覧終了後も平成三十年四月十六日（月）までご覧いただけます。 三、縦覧時間 九時〇〇分から十七時〇〇分まで インターネットによる公表 「準備書」は、当社ホームページにおいて平成三十年三月一日（木）から平成三十年四月十六日（月）までご覧いただけます。	五、意見の提出 「準備書」について、環境の保全の見地からご意見ををお持ちの方は事業書類に書面にて意見書をお寄せください。 六、意見書の記載事項 氏名及び住所法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 意見書の提出の対象である準備書の名称 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください） 意見書の提出期限 平成三十年四月十六日（月）まで（当日消印有効） 意見書の提出先 〒一〇四八八-一六五 東京都中央区銀座六丁目十五番一号 電源開発株式会社 立地・環境部 環境室 （TEL）〇三三三四六-一二二	九、お問い合わせ先 〒九八八-六八〇二 宮城県大崎市鳴子温泉字末沢西十六番地十 電源開発株式会社 鬼首地熱発電所 鳴子事務所 （TEL）〇三三三四六-一二二 〒一〇四八八-一六五 東京都中央区銀座六丁目十五番一号 電源開発株式会社 立地・環境部 環境室 （TEL）〇三三三四六-一二二 【環境影響評価準備書の説明会を開催する日時・場所】 一、日時 平成三十年三月十五日（木） 十八時〜二十時（予定） 場所 鳴子公民館（二階ホール） 二、（大崎市鳴子温泉字 果八十五番地四号）
---	--	---	---	---	--

・大崎市広報「広報おおさき No.144 (2018年3月号)」

鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書の縦覧

環境影響評価法に基づき、鬼首地熱発電所設備更新計画環境影響評価準備書を縦覧しています。

縦覧期間 電源開発㈱鬼首地熱発電所
鳴子事務所：3月1日(木)～4月16日(月)、
その他：3月1日(木)～4月2日(月) 9時
～17時

縦覧場所 市政情報センター(市役所
東庁舎1階)、鳴子総合支所、宮城県環
境対策課、電源開発㈱鬼首地熱発電所
鳴子事務所

※電源開発㈱ウェブサイト(<http://www.jpowers.co.jp/>)で閲覧することもできます。

☎ 電源開発㈱鬼首地熱発電所鳴子事
務所 ☎82-2141

・宮城県ホームページ

鬼首地熱発電所設備更新計画（環境影響評価準備書）



印刷用ページを表示する 掲載日：2018年3月1日更新

環境影響評価図書の公表に関するお知らせ

環境影響評価方法書

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称：電源開発株式会社

代表者：取締役社長 渡部 肇史

所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称：鬼首地熱発電所設備更新計画

種類：汽力（地熱）

規模：14,900kW

【対象事業が実施される区域】

大崎市鳴子温泉鬼首字荒雄岳二番二号 他

【縦覧】

1 縦覧場所

宮城県庁行政庁舎13階 環境生活部環境対策課（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）

大崎市役所 東庁舎1階 市政情報センター（大崎市古川七日町1番1号）

大崎市 鳴子総合支所1階 市民の部屋（大崎市鳴子温泉字新屋敷65番地）

電源会社株式会社 鬼首地熱発電所 鳴子事務所1階（大崎市鳴子温泉字末沢西46番地10）

2 縦覧期間

平成30年3月1日（木曜日）～平成30年4月2日（月曜日）

土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の閉庁日は除きます。

■ 3 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

■ 4 インターネットによる公表

事業者のホームページにおいて平成30年3月1日（木曜日）から平成30年4月16日（月曜日）までご覧いただけます。

URL : <http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/onikobe.html>.

■ 5 意見の提出

「準備書」について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、事業者宛てに書面にて意見書をお寄せください。

■ (1)意見書の記載事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・意見書の提出の対象である準備書の名称
- ・準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

■ (2)意見書の提出期限

平成30年4月16日（月曜日）まで（当日消印有効）

■ (3)意見書の提出先

縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函または以下の事業者宛てに郵送してください。

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号 電源開発株式会社 立地・環境部 環境室

【説明会の開催】

■ 大崎市

日時：平成30年3月15日（木曜日） 18時00分から20時00分

場所：鳴子公民館 2階ホール（大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣85番地4号）

お問い合わせ先

〒989-6802 宮城県大崎市鳴子温泉字末沢西16番地10

電源開発株式会社 鬼首地熱発電所 鳴子事務所

電話：0229-82-2141

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

電源開発株式会社 立地・環境部 環境室

電話：03-3546-2211

- ・大崎市ホームページ

鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書の縦覧を行っています

電源開発株式会社では、環境影響評価法に基づき、「鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書」を縦覧しています。

縦覧期間

- ・平成30年3月1日（木曜日）から4月2日（月曜日）まで
- ・午前9時から午後5時まで

ただし、自治体庁舎では土曜日・日曜日・祝日の閉庁日は閲覧できません。

縦覧場所

窓口による公表

- ・大崎市役所東庁舎 市政情報センター
- ・大崎市鳴子総合支所 市民の部屋
- ・宮城県庁環境生活部 環境対策課
- ・電源開発株式会社鬼首地熱発電所鳴子事務所1階ロビー

電源開発株式会社鬼首地熱発電所鳴子事務所においては、土曜日・日曜日・祝日および縦覧終了後の平成30年4月16日（月曜日）まで縦覧ができます。

インターネットによる公表

環境影響評価準備書は下記ウェブサイトからも確認することができます。

[鬼首地熱発電所設備更新計画（電源開発株式会社ウェブサイト）（外部リンク）](#)

問い合わせ

- ・電源開発株式会社鬼首地熱発電所鳴子事務所 電話0229-82-2141
- ・電源開発株式会社立地・環境部環境室 電話03-3546-2211

平成 30 年 2 月 28 日
電源開発株式会社

「鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書」の
届出・送付および縦覧について

当社は、本日、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書」を経済産業大臣に届け出るとともに、宮城県知事、大崎市長へ送付致しました。

また、環境影響評価法に基づき、本準備書の縦覧及び説明会を下記の要領で実施いたします。今後とも、弊社事業にご協力を賜りますようお願い致します。

記

1. 環境影響評価準備書の縦覧

(1) 縦覧場所

- ・ 宮城県庁、大崎市役所、同鳴子総合支所（関係自治体庁舎）
- ・ 電源開発株式会社鬼首地熱発電所 鳴子事務所

(2) 縦覧期間

平成 30 年 3 月 1 日（木）～4 月 2 日（月）

関係自治体庁舎については、土曜日・日曜日・祝日の閉庁日を除きます。

電源開発株式会社鬼首地熱発電所 鳴子事務所では土曜日・日曜日・祝日もご覧になれます。また縦覧期間終了後の平成 30 年 4 月 16 日（月）までご覧いただけます。

(3) 縦覧時間

午前 9 時～午後 5 時

2. 準備書の説明会

(1) 日時：平成 30 年 3 月 15 日（木）18 時 00 分～20 時 00 分（開場 17 時 30 分）

(2) 場所：鳴子公民館 2 階ホール（宮城県大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣 85-4）

3. 意見の提出

本準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書をお寄せください。

(1) 意見書の記載事項

- ・ 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・ 意見書の提出の対象である準備書の名称
- ・ 本準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

(2) 意見書の提出期限

平成 30 年 4 月 16 日（月）（当日消印有効）

(3) 意見書の提出先

〒104-8165

東京都中央区銀座6丁目15番1号

電源開発株式会社 立地・環境部 環境室

TEL：03-3546-2211

(添付資料)

- ・ 鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書のあらまし

以 上



環境アセスメント

鬼首地熱発電所設備更新計画

鬼首地熱発電所 設備更新計画 環境影響評価準備書（以下、準備書）

準備書及びこれを要約した書類（以下、要約書）を環境影響評価法に基づき公表します。

準備書及び要約書は2018年4月16日（月）まで本ホームページ上で閲覧が可能です。

また、準備書及び要約書は弊社鬼首地熱発電所鳴子事務所において2018年4月2日（月）まで貸出を行っております。

※電子縦覧は「Internet Explorer 6.0以上」の環境でのご利用を推奨します。

※「準備書」「要約書」「あらまし」ファイルの印刷及びダウンロードは「あらまし」のみに限らせていただきます。

- 「鬼首地熱発電所 設備更新計画 環境影響準備書」の届出・送付および縦覧について
(PDF: 144KB)

- 準備書

- 表紙、目次 (PDF: 1.11MB)
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (PDF: 1.48MB)
- 第2章 対象事業の目的及び内容 (PDF: 18.6MB)
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (PDF: 30.1MB)
- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 (PDF: 9.95MB)
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 (PDF: 2.15MB)
- 第6章 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要並びに事業者の見解 (PDF: 2.92MB)
- 第7章 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容 (PDF: 5.15MB)
- 第8章 方法書についての意見と事業者の見解 (PDF: 1.84MB)
- 第9章 方法書に対する経済産業大臣の勧告 (PDF: 1.54MB)
- 第10章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (PDF: 9.26MB)
- 第11章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言 (PDF: 1.47MB)

- 第12章 環境影響評価の結果
 - 12.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果
 - 12.1.1 大気環境 (PDF : 11.5MB) 
 - 12.1.2 水環境 (PDF : 5.15MB) 
 - 12.1.3 その他の環境 (PDF : 8.47MB) 
 - 12.1.4 動物 (PDF : 9.12MB) 
 - 12.1.5 植物 (PDF : 11.0MB) 
 - 12.1.6 生態系 (PDF : 18.2MB) 
 - 12.1.7 景観 (PDF : 4.51MB) 
 - 12.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場 (PDF : 2.49MB) 
 - 12.1.9 廃棄物等 (PDF : 1.41MB) 
 - 12.2 環境の保全のための措置 (PDF : 3.03MB) 
 - 12.3 事後調査 (PDF : 1.39MB) 
 - 12.4 環境影響の総合的な評価 (PDF : 13.7MB) 
 - 第13章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (PDF : 1.37MB) 
- 要約書 (PDF : 26.1MB) 
 - 鬼首地熱発電所 設備更新計画 環境影響評価準備書のあらまし (PDF : 8.90MB) 
 - 正誤表 (準備書) (PDF : 100KB) 
 - 正誤表 (要約書) (PDF : 56.2KB) 
-

鬼首地熱發電所 設備更新計畫 環境影響評估準備書

ご意見記入用紙

平成 年 月 日

〒
ご住所

(ふりがな)
お名前

ご連絡先 (TEL)

[illegible]

注) 環境影響評価法施行規則第 12 条の規定により、準備書についての環境の保全の見地からの意見とし、住所、氏名は必ずご記入願います。

本用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

【ご意見の提出方法及び提出先】

縦覧場所に備え付けの「ご意見箱」に投函下さい。郵送の場合は、以下のあて先まで提出期間内にお送り下さい。

〒104 - 8165 東京都中央区銀座6-15-1

電源開発株式会社 立地・環境部 環境室

【ご意見の提出期間】

平成30年3月1日（木）から平成30年4月16日（月）まで「郵送の場合は、当日消印有効」

鬼首地熱発電所 設備更新計画
環境影響評価準備書説明会

質 問 票

◎ご質問は、「鬼首地熱発電所 設備更新計画 環境影響評価準備書」（「要約書」及び「あらまし」を含む）に関するものに限らせて頂きます。

※お手数ですが、質問票1枚につき、ご質問が1問となるようご記入ください。

質問が複数となる場合は、「ご質問箱」の横に質問票を用意しておりますのでご利用ください。

ご住所：

ご氏名：

※ふりがなをお願い致します。

ご質問の項目：（該当する項目の番号に○印をつけて下さい）

1. 事業計画	5. 水環境	9. 廃棄物関係
2. 環境全般	6. 温泉	10. 景観
3. 大気環境	7. 地盤変動	11. その他
4. 騒音・振動	8. 動物・植物・生態系	

ご質問の内容

注：本質問票にご記入頂きました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

第2章 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、事業者に対して環境保全の見地から述べられた意見は1件であった。

「環境影響評価法」第19条の規程の基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は次のとおりである。なお、提出された意見については、原文どおり記載した。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

1. 騒音・振動関係

No.	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
1	どのような業者が工事を進めるのでしょうか。 お決まりでしたら社名などを教えて下さい。	業者につきましては、現段階では、まだ決まっておりません。 今後、検討を進めていくなかで業者等を決めていきたいと思いをします。 業者の選定につきましては、工事がしっかりできる業者は勿論のこと、地元の皆様にご迷惑をかけることのないよう環境に良く配慮した、しっかり実績をもった業者を選定してまいります。